



一 貨物利用運送事業（船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るもの）を除く。次条、第四十九条、第五十条、第五十二条、第九十条及び第一百六条において同じ。）の発達、改善及び調整に關すること（関東運輸局及び近畿運輸局にあっては、自動車監査指導部の所掌に属するものを除く。）。

二 道路運送及び道路運送車両の発達、改善及び調整並びに安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導並びに当該監査の結果に基づく必要な処分に關すること（関東運輸局及び近畿運輸局にあっては、自動車監査指導部の所掌に属するものを除く。）。

三 自動車ターミナルに關すること（交通政策部（関東運輸局及び近畿運輸局にあっては、交通政策部及び自動車監査指導部）の所掌に属するものを除く。）。

四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に關すること（関東運輸局及び近畿運輸局にあっては、自動車監査指導部の所掌に属するものを除く。）。

五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に關すること。（自動車監査指導部の所掌事務）

第六条 自動車監査指導部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に關する業務の監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に關すること。

二 道路運送及び道路運送事業の安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導に關すること。

三 前二号に規定する監査の結果に基づき必要な処分を行うこと。

（自動車技術安全部の所掌事務）

第七条 自動車技術安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車車庫に關すること。

二 自動車の登録及び自動車抵当に關すこと。

三 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに道路運送車両の使用に關すること（自動車交通部（関東運輸局及び近畿運輸局にあっては、自動車監査指導部）の所掌に属するものを除く。）。

四 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に關すること。（自動車監査指導部の所掌事務）

第五条 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらに製造に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

第六条 海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に關すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に關すること（港湾運送部の所掌に属するものを除く。）。

四 海事代理士に關すること。

五 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

六 船舶に関する事業の発達、改善及び調整に關すること。

七 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（港湾運送部の所掌に属するものを除く。）。

八 モーターボート競走に關すること。

九 船員の最低賃金及び福利厚生に關すること（労働条件の監査に關することを除く。）。

十 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に關すること（監査に關することを除く。）。

十一 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。

十二 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

十三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に關すること。

（海事部の所掌事務）

第十一条 海事部は、第八条各号及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。

一 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に關する許可及び認可に係る安全上の審査に關すること。

二 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に關する許可及び認可に係る安全上の審査に關すること。

三 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に關すること。

（海上安全環境部の所掌事務）

第九条 海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に關すること。

（海上安全環境部の所掌事務）

第十条 海事部は、第八条各号及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。

第一節 特別な職の設置等

（海事部の所掌事務）

第十一條 北陸信越運輸局海事部に次長一人を、地方運輸局交通政策部、観光部、鉄道部及び自動車交通部、北海道運輸局総務部及び海事振興部（次長）

三 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に關する監査及び指導その他船舶運航事業に關する輸送の安全の確保に關する監督に關すること。

四 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に關すること。

五 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらに製造に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

第六条 海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

二 水上運送（水上運送事業によるものを含む。）に係るエネルギーの使用の合理化に關すること（船舶の施設に關するものに限る。）。

三 船舶のトン数の測度及び登録に關すること。

四 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に關すること。

五 船舶のトーン数の測度及び登録に關すること。

六 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。

七 船舶の再資源化解体の適正な実施に關する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に關すること（再資源化解体計画の承認に係るものと除く。）。

八 船舶の再資源化解体の適正な実施に關する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に關すること（再資源化解体計画の承認に係るものと除く。）。

九 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關すること（海事振興部の所掌に属するものを除く。）。

十 船員の労務の需給調整に關する監査に關すること（海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること）。

十一 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。

十二 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

第十二条 地方運輸局総務部に、安全防災・危機管理調整官一人を置く。

二 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。（安全防災・危機管理調整官）

第十三条 中部運輸局觀光部に計画調整官二人を、北海道運輸局交通政策部、関東運輸局交通政策部、中部運輸局交通政策部、近畿運輸局交通政策部及び觀光部並びに九州運輸局交通政策部及び觀光部にそれぞれ計画調整官一人を置く。

二 計画調整官は、命を受けて、部の所掌事務に關する重要事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務を整理する。（計画調整官）

第十四条 東北運輸局海上安全環境部、関東運輸局海上安全環境部、中部運輸局海上安全環境部、近畿運輸局海上安全環境部、中国運輸局海上安全環境部並びに九州運輸局海事振興部及び

く。)についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 (離島航路活性化調整官)
<b>第十四条の二</b> 中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の海事振興部にそれぞれ離島航路活性化調整官一人を置く。
2 離島航路活性化調整官は、命を受けて、部の所掌事務のうち、離島航路事業の活性化に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 (海事保安・事故対策調整官)
<b>第十四条の三</b> 地方運輸局海上安全環境部及び海事部に、海事保安・事故対策調整官一人を置く。
2 海事保安・事故対策調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を整理する。
一 海上安全環境部及び海事部の所掌事務に関する船舶の保安及び船舶の事故による損害の賠償の保障に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務。
二 海上安全環境部及び海事部の所掌事務に関する船舶の航行の安全の確保に関する対策の推進に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務。
三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関する事務。

<b>第三節 調課の設置等</b>
<b>第一款 総務部</b>
(総務部に置く課等)
<b>第十五条</b> 総務部に、次に掲げる課を置く。
人事課 会計課 総務課
<b>第二款 総務部</b>
(総務部に置く課等)
<b>第十六条</b> 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
1 地方運輸局の所掌事務に関する総合調整に關すること。 2 安全防災・危機管理課 (総務課の所掌事務)
3 公文書類の審査及び進達に關すること。 4 広報に關すること。(広報対策官の所掌に属するものを除く。) 5 公文書類の審査及び進達に關すること。 6 広報に關すること。(広報対策官の所掌に属するものを除く。)

<b>第十八条の二</b> 安全防災・危機管理課は、地方運輸局の所掌に係る施設に關し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するため必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。
<b>第十九条</b> 広報対策官は、命を受けて、広報及び地方運輸局の保有する情報の公開に關する重要な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 (広報対策官の職務)
<b>第二十条</b> 交通政策部に置く課
1 地方運輸局の所掌事務に關する総合調整に關すること。 2 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。 3 公文書類の審査及び進達に關すること。 4 広報に關すること。(広報対策官の所掌に属するものを除く。)

<b>第二十二条</b> 環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。
<b>(交通企画課の所掌事務)</b>
1 交通政策部の所掌事務に関する総合調整に關すること。
2 地方運輸局の所掌事務に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。
3 地方運輸局の所掌事務に關する貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。
4 地方運輸局の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。
5 地方運輸局の所掌事務に係る国土総合開発及び一定の地域の開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。
6 地方運輸局の所掌事務に係る都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。(都市計画及び都市計画事業に関するものを除く。)
7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合化事業に關すること。
8 都市再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に關すること。
9 貨物自動車ターミナルに關すること。
10 市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に關する計画の認定に關すること。
11 中心市街地の活性化に関する法律第三十一条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に關すること。
12 都市再生法第十七条の四十六第一項に規定する法律第二条第二号に規定する流通業務総合化事業に關すること。(港湾流通拠点地区に關することを除く。)
13 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する基盤的な計画に關すること。
14 都市計画及び都市計画事業に關すること。
15 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する基盤的な計画に關すること。
16 都市計画及び都市計画事業に關すること。
17 地方運輸局の所掌に属しないもの並びに当該政策を実施するため必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務で他の所掌に属しないもの並びに当該政策を実施するため必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。
18 都市交通その他の地域的な交通に関する基盤的な計画及び地域における交通調整に関する基盤的な計画に關すること。
19 情報の分析に關すること。
20 地方交通審議会の庶務に關すること。
21 前各号に掲げるもののほか、交通政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。
22 一般消費者の利便の増進及び利益の保護





(整備課の所掌事務)  
第五十七条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送車両の整備に関する命令(自動車の整備管理者に関する命令を除く)。(自動車の整備管理者に関する命令を除く)。

二 前条第一項第六号及び第七号に掲げる事務

(保安・環境課の所掌事務)  
第五十八条 保安・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十六条第一項第一号に掲げる事務

二 道路運送の安全の確保に関する命令(自動

車交通部(関東運輸局及び近畿運輸局)にあつては、自動車監査指導部)の所掌に属するものを除く)。

三 自動車の整備管理者に関する命令(自動

車の整備管理者に関する命令を除く)。

四 第五十六条第一項第四号に掲げる事務(整備課の所掌に属するものを除く)。

五 第五十六条第一項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務

(技術課の所掌事務)

第五十九条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送車両の安全の確保に関する命令(整備課の所掌に属するものを除く)。

二 第五十六条第一項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務

(技術課の所掌事務)

第六十条 第五十九条に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十六条第一項第四号に掲げる事務(整備課の所掌に属するものを除く)。

二 第五十六条第一項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務

(技術課の所掌事務)

第六十一条 第五十九条に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十六条第一項第四号に掲げる事務(整備課の所掌に属するものを除く)。

二 第五十六条第一項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務

(技術課の所掌事務)

第六十二条 第五十九条に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号並びに第五十八条第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事務(海上安全環境部及び貨物・港運課の所掌に属するものを除く)。

三 前条第三号及び第四号に掲げる事務

四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事項(船舶産業振興官の所掌に属するものを除く)。

五 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項(海上安全環境部及び船舶産業振興官の所掌に属するものを除く)。

六 モーターボート競走に関する事項(船舶産業振興官の所掌に属するものを除く)。

七 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事項(船舶産業振興官の所掌に属しないものに関する事項を除く)。

八 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関する事項(保安・環境課の所掌に属するものを除く)。

九 道路運送車両の使用に関する命令(保安・環境調整官の所掌に属するものを除く)。

十 自動車の検査に関する命令(保安・環境調整官の所掌に属するものを除く)。

十一 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する命令(保安・環境調整官の所掌に属するものを除く)。

十二 自動車の整備に関する命令(保安・環境調整官の所掌に属するものを除く)。

十三 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事項(保安・環境調整官の所掌に属するものを除く)。

と(保安・環境調整官の所掌に属するものを除く)。運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関する事項。

十一 自動車技術安全部の所掌事務に属する道路運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関する事項。

運輸局の海事振興部に、それぞれ船舶産業振興官一人を置く。

(旅客課の所掌事務)

第六十三条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海事振興部の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事項(海上安全環境部及び貨物・港運課(関東運輸局及び九州運輸局)の所掌に属するものを除く)。

三 水上運送及び港運課(関東運輸局及び九州運輸局)の所掌に属するものに関する事務。

四 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務(東北運輸局にあつては、貨物調整官の所掌に属するものを除く)。

五 第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務

六 前条第四号から第六号までに掲げる事務

七 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(海運・港運課の所掌事務)

第六十五条 第六十四条に掲げる事務をつかさどる。

一 第六十三条第一号に掲げる事務

二 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

三 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

四 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

五 第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務

六 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

七 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(貨物・港運課の所掌事務)

第六十六条 貨物・港運課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第二号に掲げる事務

二 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業(人の運送をするものを除く)並びに内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関する事項(海上安全環境部の所掌に属するものを除く)。

三 前条第四号に掲げる事務

(貨物課の所掌事務)

第六十七条 貨物課は、第六十五条の二第二号及び前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(港運課の所掌事務)

第六十八条 港運課は、第六十五条の二第四号に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十九条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十条 第六十九条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十一条 第六十条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十二条 第六十一条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十三条 第六十二条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十四条 第六十三条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十五条 第六十四条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十六条 第六十五条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十七条 第六十六条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十八条 第六十七条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十九条 第六十八条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第七十条 第六十九条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第七十一条 第七十一条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)

第七十二条 第七十一条に掲げる事務をつかさどる。

(船舶産業課の所掌事務)





二十三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

二十四 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

二十五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。（港湾流通拠点総合効率化事業に関すること）（港湾流通拠点地区に関するることを除く。）。

二十六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

二十七 ホテル及び旅館の登録に関すること。

二十八 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び発達、改善及び調整に関すること。

二十九 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関すること（鉄道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十 鉄道等の安全の確保に関すること（鉄道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十一 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

三十二 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十三 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十四 自動車ターミナルに関すること。

三十五 自動車車庫に関すること。

三十六 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

三十七 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

三十八 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

三十九 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両の使用に関すること。

四十 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

四十一 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこの規制に関する法律の企画及び調査に関すること。

二十八 鉄道等の安全の確保に関すること（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

二十九 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

三十 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、神戸運輸監理部の所掌事務としないもの（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

三十二 陸運監理部の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整に関する事務については、神戸運輸監理部の所掌事務としない。

三十三 第八十六条 神戸運輸監理部に、次の四部を置く。  
 第一節 部の設置  
 第二節 部の設置  
 第三節 部の所掌事務  
 第四節 部の所掌事務

（部の設置）

第八十六条 神戸運輸監理部に、次の四部を置く。  
 第一節 部の設置  
 第二節 部の設置  
 第三節 部の所掌事務  
 第四節 部の所掌事務

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

三 公文書類の審査に関する事務。

四 広報に関する事務。

五 神戸運輸監理部の保有する情報の公開に関する事務。

六 神戸運輸監理部の保有する個人情報の保護に関する事務。

七 神戸運輸監理部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。

八 神戸運輸監理部の職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事務。

九 国土交通省共済組合に関する事務。

十 神戸運輸監理部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計の監査に関する事務。

十一 神戸運輸監理部の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。

十二 神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合的な方針その他の政策の企画及び実施に関する事務。

二十八 鉄道等の安全の確保に関すること（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

二十九 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務は、神戸運輸監理部の所掌事務としない。

三十 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務は、神戸運輸監理部の所掌事務としない。

三十一 前各号に掲げるもののほか、神戸運輸監理部の所掌事務で他の所掌に属しないもの（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

三十二 陸運監理部の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整に関する事務については、神戸運輸監理部の所掌事務としない。

三十三 第八十八条 海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事務（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

（海事振興部の所掌事務）

第八十八条 海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事務（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

（海事振興部の所掌事務）

三十四 第八十九条 海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船員の教育及び養成に関する事務。

二 船員の最低賃金及び福利厚生に関する事務。

三 船員の船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事務。

（労働条件の監査に関する事務）

三十五 第九十条 海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船員の教育及び養成に関する事務。

二 交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関する事務。

三 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び運用に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十六 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十七 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十八 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十九 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

四十 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

四十一 鉄道等による運送及びこれらの事業の運行に関する環境対策に関する事務（軌道の工事施行の認可等に関することを除く。）。

三十九 第九十三条 海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

三十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

四十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

四十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務。

二 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関すること。  
三 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他の船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。  
四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。）に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するものに限る。）  
五 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保険契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。  
六 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。  
七 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物との他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。  
八 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）。  
九 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關すること（海事振興部の所掌に属するものを除く。）。  
十 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。  
十一 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。  
十二 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。  
十三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。  
（兵庫陸運部の所掌事務）  
**第九十条** 兵庫陸運部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。  
二 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 自動車ターミナルに係る事務（貨物自動車ターミナルに係る事務を除く。）  
四 自動車庫に関する事務。  
五 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事務。  
六 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務。  
七 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。  
八 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関する事務。  
九 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関する事務。  
十 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらに係る機器及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の発達、改善及び調整に係る機器及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

**第四節 特別な職の設置等**

第一道 路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機器及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の発達、改善及び調整に係る機器及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

**第九十二条 総務企画部及び海事振興部に、それぞれ次長一人を置く。**

第一人を置く。  
第二海事交通計画調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務に関する海上交通の活性化に係る重要な事項についての企画及び立案並びに調整に係る事務を整理する。  
（企画調整官）

**第九十三条 総務企画部に、企画調整官一人を置く。**

第一人を置く。  
第二企画調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に係る事務を整理する。  
（企画調整官）

**第九十四条 海上安全環境部に、調整官一人を置く。**

第一人を置く。  
第二海上安全環境部に、海事保安・事故対策事務に関する重要事項（海事保安・事故対策調整官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び立案並びに調整に係る事務を整理する。（海事保安・事故対策調整官）

**第九十五条 総務企画部に、次の五課を置く。**

第一人事課（人事課の所掌事務）  
第二総務課（企画課の所掌事務）  
第三会計課（会計課の所掌事務）  
第四企画課（企画課の所掌事務）  
第五安全防災・危機管理課（企画課の所掌事務）

**第九十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。**

第一神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合的な予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。  
第二神戸運輸監理部の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。  
第三神戸運輸監理部所管の建築物の當舡に関する事務。

**第九十七条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。**

第一神戸運輸監理部の定員に関する事務。  
第二神戸運輸監理部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。  
第三神戸運輸監理部の職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事務。  
第四国土交通省共済組合に関する事務。（会計課の所掌事務）

**第九十八条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。**

第一神戸運輸監理部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。  
第二神戸運輸監理部の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。  
第三神戸運輸監理部所管の建築物の當舡に関する事務。

**第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。**

第一神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関する事務。

**第一百条 総務企画部に、企画調整官一人を置く。**

第一神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに当該企画及び立案を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関する事務（安全防災・危機管理課及び物流施設対策官の所掌に属するものと並びに次号に掲げるものを除く。）

**第一百一十条 安全防災・危機管理調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務に関する事務をつかさどる。**

第一神戸運輸監理部の所掌事務に関する事務（安全防災・危機管理課及び物流施設対策官の所掌に属するものと並びに次号に掲げるものを除く。）



こと（外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。

八 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に對する援助に関すること。  
九 前各号に掲げるもののほか、海上安全環境部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。  
(船員労働環境・海技資格課の所掌事務)

第一百九条 船員労働環境・海技資格課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關すること（海事振興部及び運航労務監理官の所掌に属するものを除く。）。

二 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦士の資格及び定員並びに水先に関すること（運航労務監理官及び海技試験官の所掌に属するものを除く。）。

(運航労務監理官の職務)

第一百十条 運航労務監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。  
三 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。  
四 船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に関する検査の執行に関する監査に関すること。  
五 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。  
六 船舶職員の資格及び定員に関する監査に関すること。

七 航勞監理官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。

八 首席運航労務監理官は、運航労務監理官の所掌に属する事務を統括する。  
九 第二項に規定するもののはか、運航労務監理官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席運航労務監理官とする。

十 次席運航労務監理官は、運航労務監理官の所掌に属する事務の統括に関し、首席運航労務監理官を補佐する。

十一 兵庫陸運部の所掌事務に関すること。  
十二 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

(海事技術専門官の職務)

第一百十二条 及び第一百十三条 削除  
(海技試験官の職務)

第一百十四条 海技試験官は、海技士國家試験、小型船舶操縦士國家試験、縮約國資格證明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

二 海技試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。

三 首席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務の統括に関し、首席海事技術専門官を補佐する。

四 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関すること（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）。

五 次席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務を統括する。

六 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

七 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

八 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

九 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関すること（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）。

十 前各号に掲げるもののほか、兵庫陸運部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、兵庫陸運部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、兵庫陸運部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十三 運輸企画専門官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を首席運輸企画専門官とする。

十四 首席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務を統括する。

十五 兵庫陸運部においては、次条第二項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる事務（貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るもの）を統括する。

十六 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。

十七 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（運輸企画専門官の所掌に属するものを除く。）。

十九 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

(管轄区域の特例)

第二百二十二条 別表第一の上欄に掲げる事務に関する事務は、国土交通省組織令第二百十六条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

二 外国船舶監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。

三 首席外国船舶監督官は、外国船舶監督官の所掌に属する事務を統括する。

四 第二項に規定するもののはか、外国船舶監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席監督官とする。

五 次席外国船舶監督官は、首席外国船舶監督官の所掌に属する事務の統括に關し、首席外国船舶監督官を補佐する。

(運輸企画専門官)

第二百二十三条 兵庫陸運部に、陸運技術専門官を置く。

一 自動車車庫に関すること。

二 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、運送車両による公害の防止その他の道路運送車両の使用に関すること。

三 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（運輸企画専門官の所掌に属するものを除く。）。

五 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に關することを除く。）。

七 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十一条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

八 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 自動車ターミナルに関すること。

十 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。

十二 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

十三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

十四 ホテル及び旅館の登録に関すること。

十五 鉄道等による整備並びにこれらの中備及び運行に関する環境対策に関すること（軌道の工事施工の認可等に関することを除く）。

十六 鉄道等の安全の確保に関すること（軌道の工事施工の認可等に関することを除く）。

十七 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十九 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十 自動車車庫に関すること。

二十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

二十二 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

二十三 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

二十四 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。

二十五 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十六 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十七 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二十八 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十九 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破船除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るもの）を除く）に関すること。

三十一 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

三十二 海事代理士に関すること。

三十三 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

三十四 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

三十五 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三十七 モーターボート競走に関すること。

三十八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。

三十九 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

四十 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

四十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

四十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務

二十六 輕車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二十七 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二十八 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十九 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改 善及び調整に関すること。

三十 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破船除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るもの）を除く）に関すること。

三十一 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

三十二 海事代理士に関すること。

三十三 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

三十四 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

三十五 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三十七 モーターボート競走に関すること。

三十八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。

三十九 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

四十 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

四十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

四十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務

二十六 輕車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二十七 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十八 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

二十九 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

三十 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

三十一 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

三十二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

三十三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

三十四 運輸支局、栃木運輸支局、群馬運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜運輸支局、滋賀運輸支局、奈良運輸支局、広島運輸支局及び香川運輸支局以外の運輸支局にそれぞれ次長一人を置く。

三十五 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。

三十七 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

三十八 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十九 運輸支局長を助け、運輸支局の事務を整理する。

四十 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。

四十一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第三十三条第一項に規定する流通業務総合効率化事業に関すること。

四十二 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

（次長） 第三節 特別な職の設置等

第一百二十三条 東京運輸支局に次長三人を、札幌運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、宮城





七	海事代理士に關すること。
八	海事思想の普及及び宣伝に關すること。
九	船舶のトン数の測度及び登録に關すること。
十	船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。
十一	造船に關する事業の發達、改善及び調整に關すること。
十二	船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
十三	モーターボート競走に關すること。
十四	船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關すること。
十五	船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に關すること。
十六	船員の教育及び養成、海技士及び小型船操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十七	船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。
十八	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十九	前各号に掲げるもののほか、海事事務所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。
二十	運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。海事事務所に、運輸企画専門官を置く。
二十一	海事事務所の所掌事務に關する総合調整に關すること。
二十二	海事事務所長の官印及び海事事務所印の保管に關すること。
二十三	公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

五	公文書類の審査及び進達に關すること。
六	海事事務所の所掌に關する経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
七	倉庫業その他の保管事業の發達、改善及び調整に關すること。
八	船舶運航事業者の行う貨物の運送に關する貨物利用運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
九	水上運送及び水上運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
十	港湾運送及び港湾運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
十一	国外船舶に係るタンカーオイル損害賠償保険契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保険契約に關する検査（国外船舶のうち特に重要なものに係るもの）に關すること。
十二	海事代理士に關すること。
十三	海事思想の普及及び宣伝に關すること。
十四	船舶の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關すること。
十五	船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に關すること。
十六	船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外國船舶の監督に關すること（船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外國船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行を除く）。
十七	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十八	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十九	前各号に掲げるもののほか、海事事務所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。
二十	運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。海事事務所に、運輸企画専門官を置く。
二十一	海事事務所の所掌事務に關する総合調整に關すること。
二十二	海事事務所長の官印及び海事事務所印の保管に關すること。
二十三	公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

一	海洋汚染等及び海上災害の防止に關すること。
二	海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。船舶のトン数の測度に關する計算書及び明細書の作成に關すること。
三	船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。
四	造船に關する事業の發達、改善及び調整に關すること。
五	船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。
六	モーターボート競走に關すること。
七	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
八	船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外國船舶の監督に關すること（船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外國船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行を除く）。
九	船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外國船舶の監督に關すること（船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外國船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行を除く）。
十	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体計画の承認に係るものとし）。
十一	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十二	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十三	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十四	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十五	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十六	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十七	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十八	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
十九	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
二十	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
二十一	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
二十二	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。
二十三	船舶の再資源化解体計画の承認に係るものとし（再資源化解体の承認等の執行に關すること）。

一	船舶の運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に關する報告の徵収及び立入検査に關すること。（船舶の施設に關するものに限る。）
二	海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。船舶のトン数の測度に關する計算書及び明細書の作成に關すること。
三	船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。
四	造船に關する事業の發達、改善及び調整に關すること。
五	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
六	モーターボート競走に關すること。
七	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
八	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
九	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十一	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十二	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十三	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十四	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十五	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十六	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十七	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十八	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
十九	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
二十	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
二十一	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
二十二	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。
二十三	船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること。

第一百五十六条から第一百六十二条まで 削除	船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。
	船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するもの並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー・油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行に関すること。
	（海事事務所に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）
	海事事務所に置かれる首席運輸企画専門官並びに次席海事技術専門官等の定数は次のとおりとする。
	海事事務所に置く官定数
	尾道海事事務所 首席運輸企画専門官 三人
	佐世保海事事務所 首席海事技術専門官 三人
	下関海事事務所 首席運輸企画専門官 三人
	今治海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	姫路海事事務所 首席海事技術専門官 一人
第一百五十七条	若松海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	吳海事事務所 首席海事技術専門官 一人
	八戸海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	石巻海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	気仙沼海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	下田海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	鳥羽海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	宇和島海事事務所 首席運輸企画専門官 一人
	鹿島海事事務所 首席運輸企画専門官 一人

第五章 雜則	
第六百六十二条	この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方運輸局長又は運輸監理部長が定める。
附 則	（施行期日）
第一条	この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
第二条	（経過措置）
第三条	この省令の施行前に法律若しくはこれに基づく命令（以下「法令」という。）の規定により地方運輸局長、海運監理部長、陸運支局长より地方運輸局長又は自動車検査登録事務所長、海運支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「旧行政庁」という。）がした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、この省令の施行後の法令の相当規定により当該処分等に関し当該処分等が行われた区域を管轄する相当の地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、自動車検査登録事務所長又は海事事務所長（以下「新行政庁」という。）がした処分等とみなす。
第四条	この省令の施行前に法令の規定により旧行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、この省令の施行後の法令の相当規定により当該申請等に関し当該申請等が行われた区域を管轄する相当の新行政庁に対する事務をつかさどる。（地方運輸局海上安全環境部の所掌事務の特例）
第五条	地方運輸局海上安全環境部は、第九条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一条及び第六十二条の規定による有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。（地方運輸局海事部の所掌事務の特例）
第六条	地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課は、第七十五条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務（地方運輸局海事部の所掌事務の特例）
第七条	（地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課の所掌事務の特例）
第八条	地方運輸局海上安全環境課は、第八十九条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相違確認の執行に関する事務をつかさどる。（運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課の所掌事務の特例）
第九条	地方運輸局海上安全環境部海事技術専門官は、第八十四条の六第一項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日前日までの間、同法附則第五条の規定による相違確認の執行に関する事務をつかさどる。（運輸監理部海上安全環境部海事技術専門官の所掌事務の特例）
第十条	神戸運輸監理部海上安全環境部は、第八十九条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。（運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課の所掌事務の特例）
第十一条	神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課は、第一百八条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。（運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課の所掌事務の特例）
第十二条	（運輸監理部海上安全環境部海事技術専門官の所掌事務の特例）

第一項	この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。
附 則	（平成一五年三月二〇日国土交通省令第一〇四号）抄
第一条	（施行期日）
第二条	（施行期日）
第三条	（施行期日）
第四条	（施行期日）
第五条	（施行期日）
第六条	（施行期日）
第七条	（施行期日）
第八条	（施行期日）
第九条	（施行期日）
第十条	（施行期日）
第十一条	（施行期日）
第十二条	（施行期日）

附 則 (平成一六年四月一日国土交通省令第四七号)	(平成一七年三月三一日国土交通省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一百二十五条第三項の改正規定中島根運輸支局に係る部分、第一百四十四条及び第一百四十六条の改正規定並びに別表第一第五号の改正規定中鳥取運輸支局に係る部分は、平成十七年一月一日から施行する。	この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一六年四月一三日国土交通省令第五九号) 抄	(平成一七年九月三〇日国土交通省令第一〇〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第十条から第十三条まで、第三十九条から第四十三条まで、第七十九条第一項、第八十一条から第八十四条まで、附則第五条から第十五条までの規定並びに附則第十六条から第十九条までの改正規定は法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成十六年四月二十三日) から施行する。	この省令は、法の施行の日 (平成十七年十月一日) から施行する。
附 則 (平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三号) 抄	(平成一八年三月三一日国土交通省令第二四号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十三条まで、附則第二十六条から第二十八条まで、附則第三十条、附則第四十七条中国土交通省組織規則 (平成十三年国土交通省令第一号) 附則第十条の次に第一条を加える改正規定及び附則第四十八条中地方運輸局組織規則 (平成十四年国土交通省令第七十三号) 附則第二条から第五条までを削り、同令附則第六条を同令附則第十九条とし、同令附則第七条を同令附則第二十条とし、同令附則第一条の次に次の十七条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日 (平成十六年十一月一日) から施行する。	この省令は、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際觀光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年四月一日) から施行する。
附 則 (平成一六年一一月八日国土交通省令第九四号) 抄	(平成一八年三月三一日国土交通省令第四〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第三十七号。以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十七年三月一日) から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この省令は、この省令は、法の施行の日 (平成十八年八月二十二日) から施行する。
附 則 (平成一九年三月三一日国土交通省令第三八号) 抄	(平成一九年四月一日国土交通省令第五九号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、石油損害賠償保障法の一部に関する法律の一部を改正する等の法律 (平成十八年法律第五十四号) の施行の日 (平成十八年八月二十二日) から施行する。	この省令は、この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十四年五月三十日) から施行する。
附 則 (平成一九年四月一日国土交通省令第四七号)	(平成二四年一二月三日国土交通省令第八六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、石油損害賠償保障法の一部に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年四月一日) から施行する。	1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日国土交通省令第四〇号)	(平成二五年五月一六日国土交通省令第三一号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日 (平成二十四年十二月四日) から施行する。	この省令は、平成二十年七月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月三〇日国土交通省令第五〇号)	(平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。	この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七〇号) 抄	(平成二五年五月一六日国土交通省令第三一号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日 (平成二十二年五月二十日) から施行する。	1 この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月三一日国土交通省令第二五号) 抄	(平成二五年五月一六日国土交通省令第四三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年五月二〇日国土交通省令第三一号) 抄	(平成二六年三月三一日国土交通省令第六三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日 (平成二十二年五月二十日) から施行する。	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年三月三一日国土交通省令第二五号) 抄	(平成二六年七月二日国土交通省令第四二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十六年七月三日から施行する。
附 則 (平成二三年七月二九日国土交通省令第五四号) 抄	(平成二六年九月三〇日国土交通省令第七五号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日 (平成二十三年八月一日) から施行する。	1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成二四年五月三〇日国土交通省令第五六号) 抄	(平成二七年四月一〇日国土交通省令第三三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十四年五月三十日) から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二四年一二月三日国土交通省令第八六号)	(平成二七年六月三〇日国土交通省令第五〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。	1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日国土交通省令第三一号)	(平成二四年一二月三日国土交通省令第八六号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改正する等の法律 (平成十八年法律第五十四号) の施行の日 (平成十八年八月二十二日) から施行する。	この省令は、この省令は、法の施行の日 (平成二十三年八月一日) から施行する。
附 則 (平成一九年三月三一日国土交通省令第三八号)	(平成一九年四月一日国土交通省令第五九号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年四月一日) から施行する。	この省令は、この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十四年五月三十日) から施行する。



第百二十五条第二項第三十九号（監査に関するものを除く。）に掲げる事務							
局支輸運路釧	局支輸運蘭室	局支輸運川旭	局支輸運城茨	局支輸運森青	局支輸運北茨城	局支輸運千葉	局支輸運岩手
内振ツび局総市市う北 （興クオ管合、ち北海 紋局総ホ内振十網北帶道 別管合）及興勝走見広の	る冠払市市う北 （村郡及ち北海 に（び恵千道 限占勇庭歳の	別市う北 郡及ち北海 び紋道 紋別の	限（東庄町に郡及 び香取市市、子の	（香匝市、千葉 郡及ち葉子の	戸郡市市う岩 郡及ち手 び九二久県 二戸戸慈の	郡内振ツクオ を（（除紋局総 ホ内 く別管合）及	郡内振ツクオ を（（除紋局総 ホ内 く別管合）及
事務 第五 号及 百二十 二項第 四十一 七号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五	第 二項第 四十一 号及 百二十一 二項各 二項第 二十号 に掲 並び るに 条五 十五
局支輸運路釧	局支輸運蘭室	局支輸運川旭	局支輸運崎長	局支輸運京東	局支輸運城茨	局支輸運森青	局支輸運北茨城
局総市市う北 管合、ち北海 内振十網北帶道 及興勝走見広の	る冠払市市う北 （村郡及ち北海 に（び恵千道 限占勇庭歳の	別市う北 郡及ち北海 び紋道 紋別の	佐賀県	埼玉県	千葉県 群馬県、 埼玉県及	戸郡市市う岩 郡及ち手 び九二久県 二戸戸慈の	郡内振ツクオ を（（除紋局総 ホ内 く別管合）及
局支輸運崎長	局支輸運京東	局支輸運城茨	局支輸運森青	局支輸運北茨城	局支輸運千葉	局支輸運岩手	局支輸運北茨城
号二十び四四項五第つ浦及伊県 <sup>（佐</sup> に項八第十号第条百て郡び万の（唐 <sup>（佐</sup> 掲第条百号、三第二はに西里う佐除松市 <sup>（佐</sup> げ二第二及第十二、あ松市 <sup>（佐</sup> 届出その他の行為に係る書類の受 <sup>（佐</sup> に限る）。第百二十七条第二項第一 <sup>（佐</sup> に基づき運輸支局長の権限に属させ <sup>（佐</sup> られたもの（当該法令に基づく申請、 <sup>（佐</sup> 法 <sup>（佐</sup> を除く。 <sup>（佐</sup>	一 第百二十五条第二項第三十三号、 第三十五号及び第三十八号から第四 十二号まで（第三十三号にあっては監 <sup>（佐</sup> 安上の審査等に關するものに、第 <sup>（佐</sup> 四十号にあっては監査に関するものに、第 <sup>（佐</sup> 三十号に基づき運輸支局長の権限に属 <sup>（佐</sup> されたもの（当該法令に基づく申請、 <sup>（佐</sup> 法 <sup>（佐</sup> を除く。 <sup>（佐</sup>	事務 十一表 第二（運輸支局の管轄区域の特例） （第百二 二項関係 一 第百二十五条第二項第三十三号、 第三十五号及び第三十八号から第四 十二号まで（第三十三号にあっては監 <sup>（佐</sup> 安上の審査等に關するものに、第 <sup>（佐</sup> 四十号に基づき運輸支局長の権限に属 <sup>（佐</sup> されたもの（当該法令に基づく申請、 <sup>（佐</sup> 法 <sup>（佐</sup> を除く。 <sup>（佐</sup>	六 第一百二十五条第二項第十号	六 第一百二十五条第二項第十号	六 第一百二十五条第二項第十号	六 第一百二十五条第二項第十号	六 第一百二十五条第二項第十号
内興石石广市歌砂滝三赤江芦唄市岩夕小札の北 、局狩市志川市笠市平別市見張市、小樽市、美津市、	局支輸運幌札	局支輸運	局支輸運岡福	局支輸運島児鹿	局支輸運島児鹿	局支輸運島児鹿	局支輸運島児鹿
空管振市、北内市、	区域	区域	岐市及 <sup>（宮崎</sup> び <sup>（鹿児島）</sup> 長崎県 対馬の	除く。 <sup>（鹿児島）</sup> 二十び四四項五第百号、三第二及第十二、	除く。 <sup>（鹿児島）</sup> 二十び四四項五第百号、三第二及第十二、	除く。 <sup>（鹿児島）</sup> 二十び四四項五第百号、三第二及第十二、	除く。 <sup>（鹿児島）</sup> 二十び四四項五第百号、三第二及第十二、

玉埼	局支輸運馬群	局支輸運木栃	局支輸運城宮	局支輸運見北	局支輸運広帯
埼玉県	群馬県	栃木県	宮城県	管振クホ及紋網北の北 内興総いび別走見市、ち 局合ツオ市、ち道	管振勝及帶の北 内興総び広う海 管振志及除竜 内興総びく郡内局合

輸運賀滋	局支輸運知愛	局支輸運阜岐	局支輸運野長	局支輸運潟新	局支輸運梨山	局支輸運川奈神	局支輸運
滋賀県	愛知県	岐阜県	長野県	新潟県	山梨県	県神奈川	

局支輸運岡福	局支輸運川香	局支輸運島広	局支輸運良奈	局支輸運阪大	局支
福賀市太像市大日市筑小大筑八柳留市大福の福 津市、宰市、野市、紫郡川後女川米、牟岡う岡 市、古府、宗城、春野、、、、久田、ち県	香川県	広島県	奈良県	大阪府	

第三百二十五条第二項第三十号までの審査等に關するものにあつては、第四項第一号に規定する事務	第三百二十五条第一項第十一号に規定する事務
第六号までに掲げる事務	第六号までに掲げる事務

第六号までに掲げる事務

第六号までに掲げる事務











